(下線部分改正) 改正 現行 (規定の趣旨) (規定の趣旨) 第1条 第1条 1. この規定は、お客様が株式会社 CONNECT (以下、「当社」といいます。) | 1. この規定は、お客様が大和コネクト証券株式会社(以下、「当社」といい との信用取引による有価証券の買付又は売付の取引にかかるサービス(以下、 ます。)との信用取引による有価証券の買付又は売付の取引にかかるサービ 「本サービス」といいます。)を利用されるに際しての取り決めについて規 ス(以下、「本サービス」といいます。)を利用されるに際しての取り決め 定するものです。 について規定するものです。 (略) 2. (現行どおり) 2. (規定の変更) (規定の変更) 第31条 第 31 条 この規定は、法令等の変更、監督官庁の指示又は日本証券業協会が定める諸規 この規定は、法令等の変更、監督官庁の指示又は日本証券業協会が定める諸規 則の変更等その他必要と認められる場合、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変|則の変更等その他必要と認められる場合、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変 更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効|更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効 力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに総合取引約款第 11 条の通知方|力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに総合取引約款第 11 条の通知方 法にてご通知します。この場合、所定の期日までに異議のお申立てがないとき 法にてご通知します。 はご同意いただいたものとして取り扱います。 附則 附則

以上

株式会社 CONNECT

この規定は、2023年5月1日より適用されます。

この規定は、2023年1月10日より適用されます。

以上

大和コネクト証券株式会社

以上